

陳 情	受 理 番 号	102	受 理 年 月 日	令和元年 8 月 27 日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について					

令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について（要請）

日頃から社会福祉事業の推進に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、昭和 4 8 年の創設以来、県内の民間福祉施設、団体、社会福祉協議会等で構成する組織として、国、県及び市町村の社会福祉施策の充実に向けて提言及び要請等の活動を進めてまいりました。

この度、貴市の令和 2 年度予算編成にあたり、別紙のとおり要請いたしますので、これらの実現のため特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本要請書は貴市長あてにも送付しておりますことを申し添えます。

また、貴議会における本要請の処理結果につきまして、本会会員へ報告し、次年度以降の要請活動の参考とするため、文書にて御回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和2年度福祉施策・予算に対する要請書

(那覇市)

1. 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進について

(施策関連、新規)

「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法に「市町村における包括的な支援体制の整備」が位置づけられ、市町村の新たな責務が明記された。

これら取り組みを推進することを目的に、国では、「地域力強化推進事業」「多機関協働による包括的支援体制構築事業」など、地域づくりのモデル事業（国負担 3/4）を実施している。

については、上記国庫補助事業を積極的に活用し、貴市町村における包括的な支援体制整備の強化をお願いしたい。

2. 総合的な権利擁護体制の推進について

(施策関連、継続)

市町村は、成年後見制度の利用促進に関する基本計画の策定及び中核機関設置による地域連携ネットワークづくりに努めることとされている。

また、沖縄県社会福祉協議会（以下、「沖縄県社協」）では、日常生活自立支援事業（以下、「本事業」）を実施し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理支援を通じ、地域での暮らしを支えてきた。

一方、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行の進展等により、権利擁護支援の必要な方々は今後も増加するものと想定されており、本事業の充実のみならず、福祉サービス利用援助事業の実施や成年後見制度の利用促進等切れ目のない権利擁護の仕組みづくりが求められている。

については、成年後見制度の利用促進に向けた施策の推進や「福祉サービス利用援助事業」の実施等、貴市町村の実情に応じた総合的な権利擁護体制の充実強化に向け、必要な施策を講じていただきたい。

3. コミュニティソーシャルワーカーの専任職員の配置について

(施策関連、継続)

昨今、地域においては、生活困窮や社会的孤立、制度の狭間の問題など、既存の制度だけでは対応できないケースが増加し、身近な圏域で地域生活課題を受け止め、解決に導く仕組みづくりが求められている。国においては、これら課題の解決を図る仕組みづくりとして、社会福祉法に、「地域福祉の理念の明確化」と共に、「市町村における包括的な支援体制の整備」を掲げ、市町村域での具体的な施策の展開を求めている。

これら取り組みを推進するためには、地域を活動基盤にしたソーシャルワークを担う専門性の高い人材（コミュニティソーシャルワーカー）の配置が不可欠である。

県内市町村社協では、コミュニティソーシャルワーカーの配置が、28市町村（92名）で進められてきているが、配置職員の46.7%は複数業務を兼任、46.7%が非正規雇用であり、高い専門性及び継続的な人材を確保するうえで十分な体制となっていないのが

現状である。

については、コミュニティソーシャルワーカーの専任職員及び正規職員を配置し、市町村における包括的な支援体制整備の強化を図っていただきたい。

〈那覇市〉

4. 地域福祉関係予算の確保について

（予算関連、継続）

地域福祉をめぐっては、引きこもりや孤立死などの社会的孤立、生活困窮者の増加、虐待などの権利侵害が大きな問題となっており、地域を基盤にした総合的な相談・生活支援等を目指し各種事業を展開している社協の役割発揮が期待されているところである。

今般の社会福祉法一部改正では、改めて地域福祉推進の理念が明確化されるとともに、併せて「国及び地方公共団体の責務」や、「市町村における包括的な支援体制の整備」が明記されるなど、市町村の役割が具体化されている。

これら地域福祉の推進役として、社協がその活動を進めていくためには、専門性を要する職員の配置など、事業実施体制及び組織基盤強化を図ることが喫緊の課題であるが、住民会費や寄附金、共同募金配分金など自己財源が乏しい社協にとって、財源確保は大きな課題となっている。このような状況の中、市町村補助金の減額は、組織の運営に深刻な事態を生じさせるものであり、住民への福祉サービスに大きな影響を及ぼすことが必至である。

以上のことを踏まえ、貴市町村におかれては、社協活動の強化を図るための地域福祉関係予算の確保に御理解いただき、地域福祉の推進に尚一層の御支援をお願いしたい。

5. 民生委員・児童委員のなり手確保の取り組みについて

（施策関連、継続）

本県の民生委員・児童委員の充足率は平成31年4月1日現在86.5%で全国の充足率97.3%（平成30年3月31日現在）と比較するとかなり低く、全国最下位の状態が続いている。

民生委員・児童委員の欠員が生じている地域においては、担当区域外の民生委員・児童委員がその役割をカバーするなどして対応しているが、要援護者への迅速・適切な支援に支障をきたしやすいことや、現民生委員・児童委員への過重負担が懸念される。

については、引き続き、民生委員・児童委員制度（基本的な性格や働き、活動内容等）について地域住民の理解促進を図るとともに、各自治会への候補者の人選依頼をはじめ、各市町村行政職員・教職員の退職予定者への働きかけや地域の商工会の会員等への周知等、取り組み強化に努めていただきたい。

6. 民生委員・児童委員への行政からの情報提供について

（施策関連、継続）

平成28年に全国民生委員児童委員連合会が実施した「全国モニター調査」において活動に必要な個人情報市町村行政から適切に提供されず、民生委員・児童委員活動に支障を及ぼしているとの指摘がある。

民生委員・児童委員は、守秘義務を有しており、行政として活動に必要な個人情報の

提供を行うことに問題がないことは、消費者庁や厚生労働省が示しているところである。

については、住民の福祉に有益である場合においては、民生委員・児童委員の求めに応じ、迅速に適切な情報提供がなされるよう、市町村の個人情報保護審査会への付議や個人情報保護条例において提供先として明確化するなどの対応をお願いしたい。

〈那覇市〉

7. 民生委員・児童委員活動費の確保について

（予算関連、継続）

地域住民の生活課題の多様化及び複合化や地域における関係性の希薄化などを背景に、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加している。

これからの地域共生社会の実現に向けては、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動はますます重要性が増し、民生委員児童委員協議会の機能強化が一層求められてくる。

このような社会の要請に応える民生委員・児童委員の活動を行っていくためにも、十分な研修の機会の確保や関係機関・団体との連携・協働を進めるための活動費が必要である。

については、市町村独自の民生委員・児童委員の活動費および民生委員児童委員協議会への運営費の確保について特段の配慮をお願いしたい。

8. 小規模多機能施設等の人材養成について

（施策関連、新規）

介護保険制度における地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護等）においては、市町村が指定・監督を行うサービスとなっているが、人材不足や指定研修修了の要件等があるため、各施設における人員配置に苦慮している現状がある。

については、今後の少子高齢化の進行を踏まえ必要な人材の確保・養成を図る方策を講じていただきたい。

9. 地域包括支援センターの人員体制の充実・強化について

（予算関連、継続）

地域共生社会の実現に向けた取組の推進において、市町村が包括的支援体制づくりに努める旨が規定され、住民の身近な相談機関として地域包括支援センターの役割がますます期待されている。

今年度に沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会の会員センターを対象に実施した調査によると、平成30年度の1センターあたりの相談対応件数は、年平均2,238件にのぼり、職員1名につき280件の相談対応を行っている結果となった。各センターでは、相談業務の他、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務等を担っており、現職員体制では、職員への業務負担となりセンター業務全般に支障をきたしかねない状況である。

については、平成30年度から義務化された地域包括支援センターの事業評価を踏まえ、各センターの業務量に応じた適正な職員配置を図れるよう予算措置を講じていただき

たい。

10. 老人クラブ活動等助成費の充実について

(予算関連、継続)

新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものも多々ある。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の推進においては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のために老人クラブ活動を通じた取り組みと連動させていくなどの対応を積極的に講じるよう要望する。

11. 障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係に係る運用について

(施策関連、新規)

平成27年2月に厚生労働省より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」が通知され、その中では、必ずしも介護保険を優先するのではなく、利用者の個々の状況やニーズによっては、障害福祉の支給が適切な場合は自立支援給付を適用することとしている。

しかし、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行により必ずしも利用者本位のサービス提供につながらないケースが生じている。

については、上記通知を踏まえ、各市町村において、利用者の意向に基づくサービスが提供されるよう体制整備を講じていただきたい。

12. 学校における医療的ケアの充実について

(施策関連、新規)

医療技術の進歩等の背景に、医療的ケアが必要な児童生徒数が増加する中で、医療的ケアが必要な児童等が学校生活において保護者の同伴を求める状況が多くなっている。

このような中、学校現場に看護師等を配置するなど医療ケアの体制を整備することが求められており、国においても通知を行っている。(平成30年12月25日付「平成31年度予算案における医療的ケア児への支援施策について」厚労省・文科省、平成31年3月20日付「学校における医療的ケアの今後の対応について」文科省)

については、障害のある児童が安心かつ安全な教育が受けられるよう、医療分野や教育分野等との連携強化を図り、学校における看護師の配置等、医療的ケア体制の整備を図っていただきたい。

13. 地域生活支援拠点整備事業の推進について

(施策関連、新規)

障害者の自立した生活を支援することを目的に地域生活支援拠点等の整備が市町村

及び圏域で求められている。

しかし、厚労省「地域生活支援拠点等の全国の整備状況について」（平成30年4月1日時点）によると県内では未設置となっている。

現在、市町村からの要請等に基づき、限られた人員や環境の中で、社会福祉法人を中心とした施設が緊急対応や虐待保護に対応している状況である。

については、各市町村において、積極的な拠点整備に取り組んでいただくとともに、特に緊急時の受け入れ・対応については早期の方策を講じていただきたい。

〈那覇市〉

14. 2号認定児童における給食材料費の無償化の実施について

（施策関連、新規）

2019年10月の消費税増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されることにより、給食材料実費に関しては直接保育所が保護者から徴収するよう国から示された。

しかし、保育所保育指針第3章において、食育の推進が謳われているように、給食も保育の重要な柱であることは言うまでもない。

これまで、市町村保育料徴収基準は、市町村の財政負担のもと、保護者からの徴収額を国基準より軽減していた経緯がある。

については、10月からの無償化に伴い、従来の保育料として市町村が負担していた財源を活用し、給食材料費（主食・副食費）の無償化を実施していただきたい。

15. 保育所等の施設整備について

（予算関連、継続）

待機児童解消に向けて、各市町村では施設整備を急速に進めているが、定員割が生じる等地域の利用者ニーズとミスマッチングが起きている市町村がある。

また、受け皿を増やしたものの、保育士の確保が困難なことを理由に、受け入れる子どもの数を減らさざるを得ない実態も生じている。

については、各市町村責任のもと、保育の受入枠と充足率等の状況を調査し、保育施設の適正整備を進めていただきたい。